プロジェクト 連結納税制度の見直しへの対応 本日の検討事項 項目

## これまでの経緯

- 1. 第 423 回企業会計基準委員会(2019 年 12 月 26 日開催)では、2019 年 12 月 20 日に 公表された税制改正大綱で示された考え方に基づいて税制改正が行われることを 前提として、連結納税制度の見直しへの対応を企業会計基準委員会の新規のテーマ とすることを決定している。
- 2. 令和2年度税制改正により、連結納税制度に代えて、グループ通算制度が導入され ることとなったことを踏まえ、グループ通算制度に税効果会計を適用する場合の取 扱いについての検討を行っており、これまで次の通り審議を行っている。

専門委員会	企業会計基準委員会
第 64 回 (2020 年 9 月 15 日開催)	第 442 回(2020 年 9 月 24 日開催)
第 65 回 (2020 年 10 月 6 日開催)	第 443 回(2020 年 10 月 8 日開催)
第 66 回 (2020 年 12 月 1 日開催)	
第 67 回(2020 年 12 月 16 日開催)	

なお、第65回税効果会計専門委員会及び第443回企業会計基準委員会で聞かれ た意見及び第66回税効果会計専門委員会で聞かれた意見については、審議事項 (6)-4 及び審議事項(6)-5 に記載している。

## 本日の検討事項

- 3. 本日の企業会計基準委員会では、これまでの審議を踏まえて、グループ通算制度に おける法人税及び地方法人税に関する会計処理、並びに税効果会計の取扱いの開発 に係る基本的な方針を再整理している(審議事項(6)-2 グループ通算制度に関する 会計基準の開発に係る基本的な方針)。
- 4. また、同様に、これまでの審議を踏まえて、グループ通算制度における繰延税金資 産の回収可能性についても再整理している(審議事項(6)-3グループ通算制度にお ける繰延税金資産の回収可能性の判断)。
- 5. なお、本日の審議資料においては、関連する法令及び会計基準等を別紙1の略称で 記載している。

## 審議事項(6)-1

以 上

## 別紙1:関連する法令及び会計基準等の略称

本日の審議資料においては、関連する法令及び会計基準等について、次の略称で示している。

法:法人税法(改正前法:改正前法人税法)、

法令:法人税法施行令(改正前法令:改正前法人税法施行令) 措法:租税特别措置法(改正前租税特别措置法:改正前措法)

地方:地方税法

税効果会計基準:税効果会計に係る会計基準

法人税等会計基準:企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する 会計基準」

連結会計基準:企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」

回収可能性適用指針:企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性 に関する適用指針」

税効果適用指針:企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」

実務対応報告第5号:実務対応報告第5号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」

実務対応報告第7号:実務対応報告第7号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」

資本連結実務指針:会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結 手続に関する実務指針」

以上